

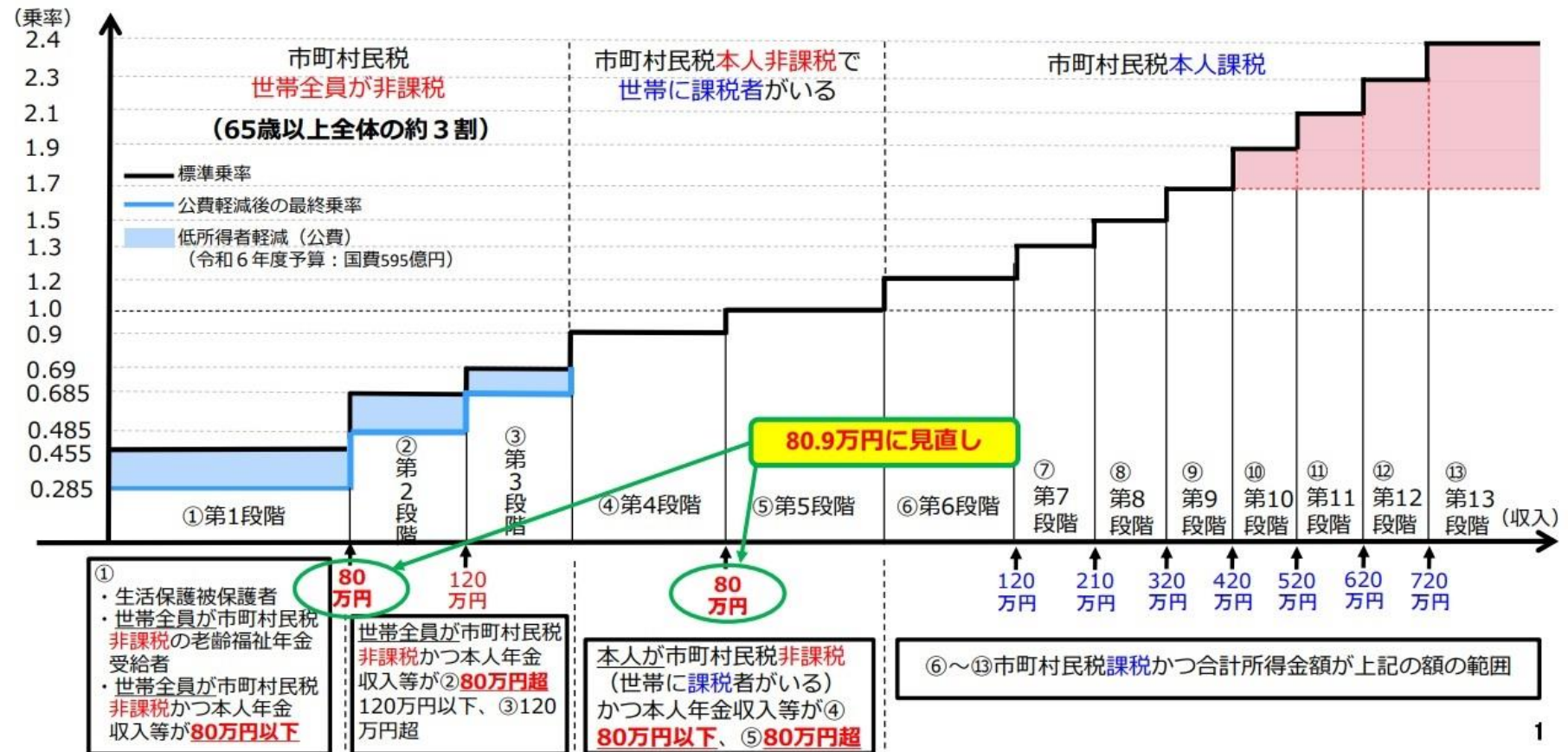
介護保険料等における基準額の調整について



社会保障審議会
介護保険部会（第116回）
令和6年12月23日

資料 5

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第1、第2、第4、第5段階） ※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年
- 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする**。（令和7年4月施行予定）
- ※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和7年8月施行予定）



高額介護（介護予防）サービス費支給制度の利用者負担上限額

区分		負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方（※3）	課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得約380万円（年収約770万円）以上 ～同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	課税所得約145万円（年収約383万円）以上 ～同約380万円（同約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方		44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方		24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 年間80万円以下の方等		24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等		15,000円（個人）

介護保険施設等における居住費の負担限度額

80.9万円に見直し

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 ※非課税年金も含む		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下